

総合口座

島田信用金庫

平成24年7月31日現在

1. 商品名	・総合口座
2. 販売対象	・個人のお客さまに限定させていただきます。(未成年の方はお取り扱いできません。)
3. 期間	・普通預金：普通預金(無利息型普通預金を含む)の取扱と同様です。 ・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。 総合口座にお預け入れできる定期預金は通帳式及び元加式(大口定期預金2・3・4・5年、変動金利預金定期3年、スーパー定期預金2年を除く)で自動継続扱いとする。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・普通預金：普通預金の取扱いと同様です。 ・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。
5. 払戻方法	・普通預金：普通預金の取扱いと同様です。 普通預金の残高が不足する場合には、総合口座の定期預金を担保とし、担保の90%または最高200万円まで当座貸越による自動融資が受けられます。 ・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・普通預金の取扱いと同様です。 ・各定期預金の取扱いと同様です。 ・当座貸越 貸越利率 担保となる定期預金の種類により次のとおりします。 A 大口定期預金・スーパー定期：約定利率+0.5% B 期日指定定期預金：「2年以上の利率」+0.5% C 変動金利定期預金：適用中の利率+0.5% 利息徴収 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に普通預金より自動的に引き落としします。 計算方法 毎日の当座貸越最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。
7. 税金	・普通預金：普通預金の取扱いと同様です。 ・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。
8. 手数料	・キャッシュカードによるお支払い等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただく場合があります。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
9. 付加できる特約事項	・定めはありません。
10. 中途解約時の取扱い	・定めはありません。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へお問い合わせ下さい。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時~17時、電話：0120-77-3229)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談

	<p>所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>その他、当金庫リスク統括部、一般社団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054 - 255 - 5530）を通じて、静岡県弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用することができます。また、お客さまから各弁護士会（静岡支部 10時～16時、電話：054 - 252 - 0008）、（浜松支部 10時～16時、電話：053 - 455 - 3009）、（沼津支部 10時～16時、電話：055 - 931 - 1848）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
13. その他参考となる事項	<p>・総合口座にお預け入れいただく普通預金および定期預金は預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）尚、無利息型普通預金については全額保護されます。</p>